基本からはずれると、必ず地方自治体の財政や行政サービスに支障が生じる。国の景気政策に動員された地方財政が、国と同様、巨額の債務を抱えてしまったのも、基本からはずれたことによる最も苦い経験の一つである。慢性的な地方財政の財源不足にもかかわらず、地方交付税の法定率の引き上げを見送っているのも、基本からはずれている。子ども手当の制度設計に当たっても、現金給付は国、サービス給付は地方という役割分担の基本に忠実にならなければ、いびつな制度を生むだけである。ひも付き補助金の一括交付金化は、補助金改革としては大きな前進であるが、地方自治体の自由度を最大限に高めるという基本に立てば、なお過渡的な制度と見なければならない。

多くの人々が不安を抱えながら年の暮れを迎えようとしている時、過去の経験に学んで原点に立ち返り、住民の安心の保障を役割としている地方税財政の方向を誤らないようにしなければならない。

1　「地方当局の必要とする歳入の差額は平衡交付金（注：地方交付税の前身の制度）で補填すべきである。平衡交付金は課税力と必要とを異にする地方の税負担と地方行政の質とをほぼ均等化するように分配せねばならない。」（シャウプ使節団「日本税制報告書」昭和24年８月）

「地方自治体間の財政収入と財政需要との間に大きな格差がある場合、中央政府は、財政力の弱い地方自治体に対し、所要の財源が確保されるよう保障しなければならない。このような財源移転は、使途に制限があってはならず、また、全ての地方自治体が行政サービスの合理的な水準を達成することができるようなものでなければならない。」

「財政収入面での格差及び財政需要面での格差は、地方財政調整制度によって是正されなければならない。」（以上、欧州評議会「基礎的地方自治体及び広域的地方自治体の財源に関する勧告」2005年１月）

2　地方交付税法第６条第１項

所得税及び酒税の収入額の百分の三十二、法人税の収入額の百分の三十四、消費税の収入額の百分の二十九・五並びにたばこ税の収入額の百分の二十五をもつて交付税とする。

3　地方交付税法第６条の３第２項

毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第十条第二項本文の規定によつて算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第六条第一項に定める率の変更を行うものとする。

官　報

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成22年度の平成22年10月末における国庫歳入歳出の状況は、次のとおりである。

平成 22 年 12 月 28 日　　財　務　省

1　一　般　会　計

(1)　歳　入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	37,396,000,000	4,646,401,613	5,133,716,655	9,780,118,269	△27,615,881,730	26.1
租税	36,372,000,000	4,570,707,318	4,760,771,518	9,331,478,836	△27,040,521,163	25.6
所得税	12,614,000,000	1,449,957,549	3,379,638,973	4,829,596,523	△7,784,403,476	38.2
法人税	5,953,000,000	359,282,928	4,869,458	364,152,386	△5,588,847,613	6.1
相続税	1,271,000,000	107,380,891	236,158,189	343,539,081	△927,460,918	27.0
消費税	9,638,000,000	1,602,974,531	243,050,893	1,846,025,424	△7,791,974,575	19.1
酒税	1,383,000,000	227,425,201	142,888,815	370,314,016	△1,012,685,983	26.7
たばこ税	827,000,000	114,319,620	154,432,243	268,751,864	△558,248,135	32.4
揮発油税	2,576,000,000	431,828,283	254,763,034	686,591,317	△1,889,408,682	26.6
石油ガス税	12,000,000	1,294,905	1,739,478	3,034,384	△8,965,615	25.2
航空機燃料税	77,000,000	12,396,120	13,034,747	25,430,868	△51,569,131	33.0
石油石炭税	480,000,000	82,220,022	41,498,329	123,718,352	△356,281,647	25.7
電源開発促進税	330,000,000	55,604,371	55,268,397	110,872,768	△219,127,231	33.5
自動車重量税	447,000,000	38,743,133	70,535,814	109,278,947	△337,721,052	24.4
関税	756,000,000	86,506,879	159,614,648	246,121,527	△509,878,472	32.5
とん税	8,000,000	769,557	3,270,613	4,040,171	△3,959,828	50.5
地価税	—	2,640	1,819	4,459	4,459	—
旧税	—	680	6,061	6,741	6,741	—
印紙収入						
印紙収入	1,024,000,000	75,694,294	372,945,137	448,639,432	△575,360,567	43.8
官業益金及官業収入						
官業収入	15,905,537	2,583,772	5,877,088	8,460,861	△7,444,675	53.1
政府資産整理収入	826,267,286	20,385,000	50,772,402	71,157,403	△755,109,882	8.6
国有財産処分収入	128,671,249	20,231,807	23,447,950	43,679,758	△84,991,490	33.9
回収金等収入	697,596,037	153,192	27,324,452	27,477,645	△670,118,391	3.9
雑収入	9,758,019,796	64,053,439	3,632,383,210	3,696,436,650	△6,061,583,145	37.8
国有財産利用収入	73,753,932	6,634,951	44,460,521	51,095,472	△22,658,459	69.2
納付金	632,053,200	15,516,415	261,829,123	277,345,538	△354,707,661	43.8
諸収入	9,052,212,664	41,902,073	3,326,093,565	3,367,995,638	△5,684,217,025	37.2
公債金						
公債金	44,303,000,000	4,534,999,924	21,206,999,251	25,741,999,176	△18,561,000,823	58.1
合計	92,299,192,619	9,268,423,750	30,029,748,609	39,298,172,360	△53,001,020,258	42.5

(2)　歳　出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	6,619,080	502,223	1,380,325	1,882,549	4,736,531	28.4
国会	162,826,482	18,304,606	57,428,732	75,733,338	87,093,143	46.5
裁判所	338,393,937	23,205,775	137,521,693	160,727,468	177,666,468	47.4
会計検査院	17,819,187	1,338,142	6,867,170	8,205,312	9,613,874	46.0
内閣	109,914,854	2,669,201	30,250,801	32,920,003	76,994,851	29.9
内閣府	601,146,033	42,624,332	167,273,815	209,898,148	391,247,885	34.9
総務省	19,937,743,861	211,494,776	13,616,288,556	13,827,783,332	6,109,960,528	69.3
法務省	758,455,383	68,191,152	287,991,667	356,182,820	402,272,563	46.9
外務省	718,252,241	90,487,612	316,277,568	406,765,181	311,487,059	56.6
財務省	22,949,754,157	294,958,377	10,576,796,795	10,871,755,172	12,077,998,985	47.3